

別紙 2

大津市で実施している開設後の補助制度の概要（令和 6 年度時点）

【保育士等の職員の加配に関する補助】

○保育環境充実保育士等特別配置事業費（市単独補助）

公定価格上の基準に定める必要保育士数を超えて保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等（常勤 1～2 名、非常勤 2 名まで）を配置することに要する経費（受入要保護世帯数に応じて年額 400～700 万円を限度）を補助する。

○障害児保育保育士特別配置費（市単独補助）

発達支援が必要な児童を保育するため、公定価格上の基準に定める必要保育士数を超えて重度障害児（障害の程度は市で認定）1 人につき常勤の保育士 1 人、中軽度障害児おおむね 3 人につき常勤の保育士 1 人を配置することに要する経費（重度の場合は年額 348 万円を限度、中軽度の場合は対象児童数に応じて算定）を補助する。

○体調不良児対応型病児保育事業（子ども・子育て支援交付金）

保育所等における緊急的な対応及び保育所等に通所する児童に対する保健的な対応等を図るため、看護師等を配置することに要する経費（年額 3,500,000 円、医療的ケアを必要とする児童の受入れを確約する場合は 4,496,000 円。ただし事業期間が 6 月を満たないときは半額を限度）を補助する。

○保育体制強化事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士等の負担軽減を目的として保育支援者等を配置するのに要する経費（月額 10 万円を限度）を補助する。

○保育補助者雇上強化事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育補助者を雇い上げるのに要する経費（定員 121 人未満の保育所等の場合は 1 人、定員 121 人以上の保育所等の場合は 2 人。1 人あたり 3,117,000 円を限度）を補助することにより、保育士等の業務の負担を軽減し、その離職防止を図る。

○調理担当員配置事業費補助金

利用定員が 90 人以上の保育所等の保育所等において給食等を提供するために調理担当員を配置するのに要する経費（年額年額 1,944,000 円）を補助する。

【保育士の処遇改善等に関する補助】

○保育士等処遇改善費補助金（市単独補助）

一定の勤務条件を満たす保育士等の職員に対し、経験年数に応じて定める額（1人当たり月額5千円～9千円。新規採用保育士は5万円）の給与助成を行う。

○令和6年度大津市潜在保育士等就職支援給付金

保育人材の確保のため、新たに（新卒及び他の保育所からの転職除く）週30時間以上で勤務した保育士に対し、6か月以上勤務すれば6万円、12か月以上勤務すれば追加で6万円の給付を行う。

○保育士等奨学金返還支援事業費補助金

大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、大津市内の保育所等に1年間継続して勤務する保育士に対し、奨学金返還費用の半額（年間最大24万円、滋賀県制度（年間最大12万円）に上乗せ補助）を補助する。

○保育士宿舍借り上げ事業費（保育対策総合支援事業費補助金）

平成29年7月1日以後に採用した常勤の保育士の宿舍を事業者が借り上げることに要する経費（採用から5年間 月額5万9千円を限度）を補助する。
（大津市内での勤務経験がある場合は、その勤務が終了してから1年以上経過していることが必要。また転勤等については一定の制限を設けている。）

【土地・建物を賃借に関する補助】

○保育所等への建物賃借料支援事業費（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等建物を賃借する場合において、保育所等建物借料が公定価格における賃借料加算額の3倍を超える場合に、その差額に4分の3（開設後5年間は4分の4）を乗じた額（年額2,200万円を限度）を補助する。

○保育所等用地賃借料補助（市単独補助）

保育所等用地（定員60名以上の施設に限る）を賃借する場合において、賃借料とその土地の固定資産税評価額の6%に相当する額とのいずれか低いほうの額の2分の1に相当する額（年額250万円を限度）を補助する。

【その他】

○保育内容充実支援事業費補助金

保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費を、児童数に応じて補助する（0歳～5歳の児童数×2，000円～4，000円。但し、公定価格収入における人件費比率が7割以上の法人に限る）。

※上記の他、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業等に関する補助があります。詳細は大津市 HP より「助成要綱等 保育幼稚園課」をご覧ください。
なお、これらは令和6年度時点の情報であり、今後、金額・内容が変更されることがありますので、ご注意ください。